

# 監事監査報告書

2026年6月19日

学校法人 追手門学院  
理 事 会 御中  
評 議 員 会 御中

監 事 三 上 剛 史 ㊟

監 事 山 田 英 昭 ㊟

監 事 林 裕 悟 ㊟

私立学校法第52条第1項及び学校法人追手門学院寄附行為第33条第1項に基づき、学校法人追手門学院の2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査した。その方法及び結果につき、以下の通り報告する。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査にあたり、本学院が定める監事監査規程に従い、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めた。

理事会及び評議員会に出席し、理事及び職員等から業務及び職務の執行状況についての報告を適宜聴取し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧した。

また、会計監査人である有限責任監査法人トーマツ並びに内部監査室の監査に関する説明及び報告を受け、両者と連携して計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

特に、事業報告書に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制、その他文部科学省令に定める体制(内部統制システム)整備に関する理事会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制について、理事及び職員等から運用の状況について定期的に報告・説明を受け、必要に応じて意見を表明した。

事業報告及びその附属明細書のそれ以外の記載事項についても、詳細に検討を加えるなど、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書を検証した。

加えて、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知（私立学校法施行規則第 37 条）を会計監査人から受け、必要に応じて説明を求めた。

更に、当該事業年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討した。

## **2. 監査の結果**

### **(1) 事業報告書等の監査結果**

一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人追手門学院の状況を正しく示しているものと認める。

二、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実認められない。

三、内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認められる。当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められない。

### **(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果**

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当と認める。

以 上